

なかとんべつ 町議会だより

Volume

173

平成23年7月10日発行



未来を担うこどもの健全育成と
教育の基金条例成立！

アレコール！札幌交響楽団聴衆を魅了
中小体育館、クラシッククファンで埋まる
(6月19日)

第2回定例会議決結果	2
私たちの一般質問	4
報告案件	11
条例・補正予算のあらまし	12
議会の動き・管内議員研修会報告・あとがき	14

議会推選農業委員に石井雄一さん

未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例可決！



第2回 定例会

予防接種全額助成、公共事業の継続
教員住宅の確保、災害対策、希少生物保護
自治基本条例の活用など6議員が一般質問

平成23年第2回定例会が、6月6日、7日の両日にわたり開かれました。

初日冒頭の行政報告で野邑町長は、医師養成費貸付金問題について、4月22日付けで原告訴訟代理人小林史人氏から、本町を被告とする「債務不存在確認請求事件」の訴状が提出されたことに伴い、旭川地方裁判所名寄支部から「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書督促状」が送付されてきたことを報告。町として、佐々木総合法律事務所（北海道町村会顧問弁護士）を代理人に選任して、今後の裁判に対応することを明らかにしました。

報告案件では、東日本大震災の影響により、前年度に購入予定だった印刷機、自動車学校の教習車両が納車できなくなり、予算を翌年度に繰り越して使う事故繰越、繰越明許費の報告のほか、町が資本金を出資している「中頓別観光開発株式会社」、「有限会社中頓別振興公社」の経営状況報告も行われました。

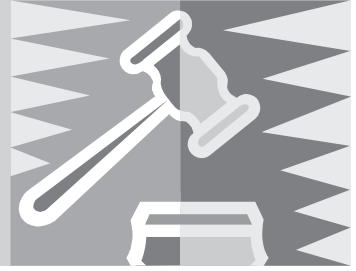
一般質問では、町長の執行方針に対して、空家・廃屋対策、エゾシカ駆除、幌延町の深地層研究施設、町の公共的団体への指導監督、医師養成費貸付金問題、教職員のサービスの監督などについて、6議員が一般質問を行いました。

町長から提案された条例案4件、一般会計補正予算など3件の補正予算案の一部は、いきいきふるさと常任委員会に付託されましたが、いずれも原案どおり可決されました。

7日には、任期を迎える議会推選の農業委員1名、人権擁護委員候補者1名の選任に適任と同意。

最後に、「住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書」を全会一致で可決し、閉会しました。

第2回定例会で 決まりました



議決結果の一覧

議案第37号	中頓別町税条例（一部改正）
議案第38号	過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（制定）
議案第39号	中頓別町国民健康保険条例（一部改正）
議案第40号	未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例（制定）
議案第41号	平成23年度一般会計補正予算
議案第42号	平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第43号	平成23年度国民健康保険病院事業会計補正予算
諮問第1号	人権擁護委員候補者に対する意見

人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、市町村の区域で人権擁護活動を行う法務大臣から委嘱された民間人です。

この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済するものです。

人権擁護委員候補者として、大場玲子さん（中頓別・70歳）が諮問され、全会一致で適任と答申されました。

農業委員

農業委員は、執行機関（行政委員会）である農業委員会を構成する委員です。その役割は、農業委員会法により、農用地の利用調整などです。

委員は、選挙権のある農業者の選挙によって選ばれる「選挙による委員」と、区域内の農協、農業共済組合、議会が推薦し、町長が選任する「選任による委員」とがあります。

議会では、任期満了を迎える議会推薦の「選任による委員」として、石井雄一さん（豊平・63歳）を全会一致で選びました。

住民の安全・安心な暮らしを支える 交通運輸行政の充実を求める意見書

昨年6月、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つです。

交通運輸行政は、地方と国の二重行政とはならず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、基本的人権である移動する権利を国の責任で保障するため下記の事項を要望する意見書です。

1. 震災復興と被災地対策をはじめ、住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するため国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するため運輸支局を充実すること。

■発議者：本多夕紀江

■賛成者：細谷 久雄

■提出先：衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣

■平成23年6月7日可決

○農業委員の推選
○議案第3号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

※以下は、報告案件

報告第1号	平成22年度一般会計繰越明許費繰越計算書
報告第2号	平成22年度一般会計事故繰越し繰越計算書
報告第3号	平成22年度自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書
報告第4号	平成22年度自動車学校事業特別会計事故繰越し繰越計算書
報告第5号	中頓別観光開発株式会社の経営状況報告
報告第6号	有限会社中頓別振興公社の経営状況報告

※○は可決

ここが聞きたい、知りたい

私たちの一般質問

第2回定例会では、町政執行方針や医師養成費貸付金問題などをめぐり、6名の議員が一般質問を行いました。



町政執行方針を表明する野邑町長

予防接種無料にできないか 東海林 繁 幸

問 健康で安心な暮らしを実現する保健福祉について

町政執行方針では、天北厚生園の移転、増改修整備に対し、協力の支援が打ち出されている。

移転後の利用者の就労確保を目指し、中農高跡地の活用を検討している地域資源を生かした社会的起業、通称「ソーシャルファーム創出事業」に期待してきたが動きが見えない。南宗谷福祉会への委託事業であるが、実態と成果を伺う。

子宮頸がん、インフルエンザウイルスb型、小児用肺炎球菌の予防接種助成について、こどもの安心安全宣言をした町として、さらに助成率を高め、全額助成できないか伺う。

答 小林まちづくり推進課長

委託先の南宗谷福祉会は2年間調査し、基本的な方向性として旧中農高の柔剣道場を拠点とする就労支援B型作業所を立ち上げていく方針である。作業内容としては、農地での農園事業（作物などは検討中）を中心に据えたと聞いている。その他の事業についても調査研究の成果を生かし、継続していく予定である。

答 石川保健福祉課長

三つの予防接種は、国が接種費用の2分の1の助成制度を設けたことにより、全額公費助成をしている市町村が多いが、この制度は平成23年度までとなっている。町としては、国の助成制度のあるなしにかかわらず、現在の自己負担を継続したい。

答 野邑町長

今年度は、インフルエンザの予防接種についても自己負担を500円まで引き下げる。子宮頸がんについても同様に下げられないか担当課と十分協議したい。

TMRセンターへの 支援策は？

東海林 繁 幸

敏音知岳を望むTMRセンター（粗飼料と濃厚飼料等を適切な割合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調製した飼料を地域の酪農家に供給する組織）建設地。巨大な10基のバンカーサイロが並び、10名の酪農家で構成する（株）ディリーソウル中頓別（石井雄一代表）が運営。事業費3億4,525万円（北海道農業開発公社営・畜産担い手育成総合整備事業・補助率50%）で実施中。



問 農林業が基本の活力ある産業とは

町政執行方針で表明されたTMRセンター（混合飼料生産施設）及び堆肥センター運営への支援の具体的な内容を伺う。

堆肥センターに関しては、当初、町の支援を想定しなかった。黒字になれば、財政支援をやめるという考え方になるのか。
製品（おがるっ子）について、町民への還元を行うつもりはないか。

答 野邑町長

TMRセンターには、①国道からセンターまでの町道敏音知原野線の改良舗装工事、②旧石田直行宅からセンターまでの水道管の布設工事、③粗飼料収穫に係る町道の拡幅補修、④センターまでの冬期間の除雪支援のほか、固定資産税の減免を検討している。

答 小林産業建設課参事

堆肥センターに対する支援内容は、作業用車両の車検経費、機械設備の保守点検、冬期間の未稼働中の電気料である。平成22年度実績は、285万円。平成23年度の計上予算は303万円である。

施設を貸与する者の責任として最低限の運営ができる状態で貸与している。当初は車両等の経費等については検討していなかった。その後、組合員が10名程度に減り、その時点で運営を適切に行うためには支援が必要と判断し予算計上している。将来、組合員等が増えれば支援の打ち切りは可能かもしれないが、現時点では難しいと判断している。

おがるっ子の町民還元について、組合では、イベント等で還元を図りたいと考えている。

問 生活環境整備は廃屋対策から

町政執行方針では、快適に暮らすことができる生活環境の整備が盛り込まれている。環境基本条例では中頓別らしい景観の保全と創造がうたわれているにもかかわらず、空家、廃屋はふえる一方である。老朽化した町営住宅の解体計画はどうなっているのか。

また、平成17年度で終了した民間建物の解体助成制度では、5年間で35棟の実績があったが、この制度を復活させる考えはないか。特に観光拠点としてのピンネシリ温泉周辺が目立つので、空家所有者との協議を積極的に進めるつもりがあるか伺う。

答 中原産業建設課長

町営住宅は、平成21年度及び平成22年度であかね団地とかえで団地で8棟28戸を解体。平成23年度はあかね団地2棟8戸、24年度は小頓別団地2棟8戸、平成25年度はあかね団地1棟2戸を計画している。

ピンネシリ温泉周辺の空家や町内の廃屋化した建物等については、今後、「廃棄物の処理及び環境美化に関する条例」等を踏まえ、景観や住環境向上のため指導していきたい。今後は、同条例に基づき、廃屋化した建物等の所有者に対して、建物等の除去について強くお願いしていきたい。廃屋解体撤去助成制度についても、再度、必要性等を検討したい。

空家・廃屋の解体撤去助成復活を！

東海林 繁 幸



※残滓（ざんし）とは、エゾシカ猟で肉をとったあとの頭部、骨、皮など、肉以外の残りをいいます。

エゾシカ残滓処理に 町は積極的に関与すべき！

細谷久雄

問 ハンターのやる気を引き出す駆除対策へ転換を

近年エゾシカが本町でも急激にふえ、農林業被害が深刻化している。町政執行方針でも、対策が打ち出されているが、いささか不十分と感じている。

町では、4月から10月末までの期間でハンター9人に1頭6千円の報奨金で駆除を依頼しているが、町内のエゾシカ生息数を把握しているか。今年の駆除目標100頭の根拠はなにか。

駆除したエゾシカの処理、処分はすべてハンター自身に任ざれており、頭数の増加や高齢化が進む中で個々の負担が大きい。

このままでは、適切な処理、処分が困難な状況に陥り、駆除が停滞することになりかねない。駆除後の残滓（ざんし）処理に町や農協がかかわる考えはないか。

国や道へ処理施設整備の要請をしているが現実可能か。

本町独自のエゾシカ肉の流通システムを確立することで地元資源や生産物が消費され、地域内の経済効果も上昇して雇用が生まれると思うが、町長はどう考えるか。

答 小林産業建設課参事

本町及び宗谷管内の生息数は不明である。本町でのライトセンサスで100頭を超えたのは平成19年度で131頭、20年度が129頭、21年度が151頭、平成22年度が109頭となっている。100頭という目標は、あくまで当初目標であり、今年度中にこれを超える状況になれば、変更修正したい。

答 野邑町長

エゾシカの急激な増加で町内でも農林業被害や交通事故などが多発しており、もはや被害ではなく災害である。この問題を一町村だけで解決するのは難しく、北海道が力を発揮して広域的な対策を講じるべきである。今回、道の人事異動等でエゾシカ対策室が設置されたが、まだ不十分である。

南宗谷で最終残滓処理ができる焼却施設を建設するために最大限の努力をしたい。シカ肉を活用する施設の建設、または、そういう施設を利用する組織等があれば応援したい。

景気低迷しのぐ公共事業を！

細谷久雄

問 公共事業の継続と雇用の確保について

本町では、稚内開発建設部や宗谷総合振興局発注の工事が毎年行われ、地元業者の育成と雇用の確保が図られているのは喜ばしい限りである。しかし、宗谷総合振興局発注の林道工事の中には、今年で工事最終年度を迎えるものもあり、公共事業の大幅な減少を肌で感じている。

これに東日本大震災の影響による景気低迷が加われば、どの業界でも倒産の危機が高まると思う。

本町で国や道の公共事業を継続させるよう強力に働きかける必要があると思うが、町長の考えを伺う。

答 野邑町長

国や道においては、社会資本整備費が大幅に削減されているが、町としては町民の生活環境の向上や町内を通過する車両等が安全で安心して町内を通過してもらえようあらゆる機会を通して国道や道道の改修、または河川改修や林道の開設等を要望していきたい。

問 核廃棄物の持ち込み・最終処分場にならないか

福島原発事故を機に、原子力発電が未完成で極めて危険なことが明らかになった。

- ①幌延町の深地層研究の進捗状況をどのように把握しているか。
- ②核廃棄物の持ち込みや最終処分場について現在の考えを伺う。
- ③当町にもいままで1億円位交付されている電源立地交付金の性格についてどのように考えているか。
- ④幌延町にも、隣接町村にも処分場は要らないという共通認識に立って宗谷町村会に意見交換を提起すべきではないか。

答 野邑町長

- ①毎年、日本原子力研究開発機構幌延深地層研究センターから事業計画と成果報告に関する説明が行われており、担当者に進捗状況などを把握させている。
- ②幌延町への核廃棄物の持ち込み及び最終処分場となることは、「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」（平成12年制定）及び北海道及び幌延町、核燃料サイクル開発機構の3者で締結した協定書があり、あり得ないと認識している。中頓別町を最終処分場にするという考えは全くない。
- ③地層科学研究と地層処分研究開発を内容とする深地層研究計画を円滑に推進することを目的としたものであると理解している。
- ④協定書の第5条では、研究実施区域を将来とも最終処分場とはせず、幌延町に中間貯蔵施設を将来とも設置をしないとなっている。研究実施区域には、近隣町村も含まれるとの考えており、近隣町村も将来とも最終処分場にはならないと解釈している。

幌延の深地層研究施設は安心・安全か？

本多夕紀江

教職員住宅の充実と整備・改善を！

本多夕紀江



教員住宅の質の向上を！

問 風呂・ボイラーの修繕、改善を

町外から通勤されている教職員が多く、住宅が不足しているのではないかと。地域住民の一人として、教職員にはできるだけ町内に住んでいただきたいと願っている。職場のある地元に住むことを考えるとき、住宅もまた大事な要素になると思う。

①小学校、中学校の教職員定数に照らして住宅は充足されているか。現在の状況と今後の見通しを伺う。

②築30年を過ぎた住宅もあり、ふる場やボイラー等の修繕、改善が必要ではないか。

答 柴田教育次長

①教職員定数は、小学校13名、中学校12名である。教育委員会管理の町有職員住宅は19戸あるが、町外からの通勤、町内共働きもあり、1戸が不足となり、町職員住宅への入居となった。今後の見通しは、異動によって不足も予想されるが、共働きが多い中では見通しを立てづらい現状である。築30年以上の住宅もあることから、今後の異動の動向を勘案し、必要な教職員住宅の確保に努めたい。

②指摘のとおり浴室の形状が古く、快適とは言いがたい状況である。住宅不足の状況も踏まえ改善するよう努めたい。

公共的団体への検査強化すべき！

星川 三喜男

問 間接的補助団体も町が監督すべき

本町には、社会福祉協議会、観光協会、商工会、農協など、数多くの公共的団体に町の補助金が出されており、町長は総合調整権に基づき、その実態を把握するため、調査や事務の報告などを通じて指揮監督することができる。

これらの団体から、さらに補助を受ける間接的補助団体にも町の監督権は及ぶと思う。社会福祉協議会から補助受ける団体のひとつでは、旅費等の領収書の添付がないことが問題視されている。実際に宿に泊まったか、友人、知人宅などに泊まったか確認ができていない。

俗に言う、カラ出張、業務上横領に当たるといふことがあれば問題なので、町が領収書の提出を求めるなどチェックを強化すべきではないか。

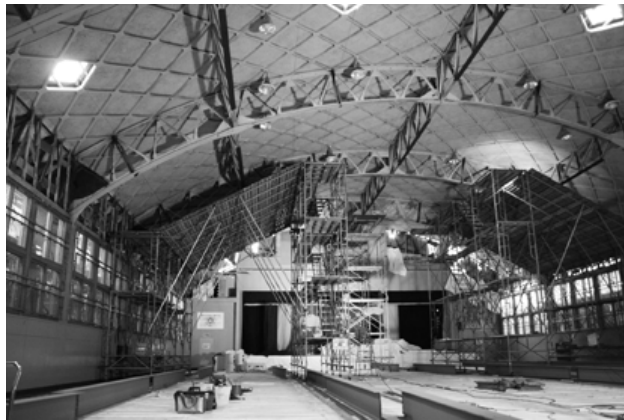
答 野邑町長

町の補助金を直接支出する社会福祉協議会には事務執行権が及び監査委員も監査可能である。

町として、社会福祉協議会の交付申請、実績報告を検査する責任があるが、間接的補助団体に対して監督権があるとはお答えしにくい。同協議会に一義的な検査責任があると思う。

災害避難所の耐震対策強化して！

星川 三喜男



耐震化工事が進む中頓別中学校体育館の内部

問 東日本大震災を教訓に発電機・燃料の備蓄を

役場庁舎は、地震や災害が発生した場合、対策指令本部となる。日常的にも多くの町民が訪れるが、耐震対策は万全か。町民体育館はどうか。

小頓別ほか沿線の各地区の避難所への誘導と避難手引きの周知徹底が必要ではないか。また、大災害に備え、防災会議を年3、4回は開くべきではないか。

大震災では、交通が寸断し地域の孤立化が浮き彫りになった。一週間程度は持ちこたえられる食料、衣料、燃料、電力、医薬品等の備蓄がなければ、住民の生命の安全は確保できない。

とくに、電力の消失が続けば暖房はもとより、基幹産業である酪農への打撃、情報の伝達ができなくなる。必要最低限の発電機、燃料の備蓄など、対策を講じるべきではないか。

答 中原産業建設課長

役場庁舎、消防庁舎、病院など、主要な公共施設の多くは、新耐震基準に適合した建築物である。

災害時の避難所として18施設が指定されており、このうち、新耐震基準に満たない施設は、中頓別中学校の体育館であるが、現在、耐震改修工事を施工中である。町民体育館も避難所に指定されている。沿線では、地区会館が避難所となる。町民体育館、地区会館のうち、豊泉会館が新耐震基準に適合しないが、建物規模から法律上一定程度の耐震性が見込めるとみなされる。ライフライン、発電機については、防災計画の見直し時に検討したい。

答 野邑町長

東日本大震災で国民に防災意識が植え付けられた。町だけでなく、地域も自主防災意識が必要である。町民の防災意識を高めるため、自治会等と相談しながら対策を立てたい。

鍾乳洞第1洞窟
希少生物の保護
優先の政策を



絶滅危惧種の調査・保護に 環境基本条例生かして！

宮崎 泰宗

問 文化財保護について

中頓別鍾乳洞は、昭和32年に道指定の天然記念物となり、町のシンボルとして保存・活用されてきた。第1洞窟内には、昭和44年の北大の学術調査で吉井良三博士が体長数ミリのトビムシの新種を発見。環境省の絶滅危惧種に指定されている。昨年11月、洞窟内でコケの除去・洗浄作業が行われ、トビムシが洗い流された可能性があるが、道の文化財保護条例に基づく正式な許可を受けて実施したのか。教育委員会の指示、作業の内容を伺う。

生物多様性をうたった環境基本条例を実践するため、トビムシの調査を専門家に依頼し、報告することが、文化財保護行政を担う者の最低限の務めと思う。今後の生態調査と洞窟内の保全対策について伺う。

答 柴田教育次長

平成2年度に第1洞窟の見学者のため照明を設置したが、岩盤にコケ類が繁殖し環境や景観が著しく低下。改善のため、道教育庁の変更許可を得て、コケ類の除去を実施したが、許可申請の中にトビムシのことは含まれていない。

答 米屋教育長

作業にあたっては、トビムシ等の生息環境に配慮し、洗剤や除草剤等の薬品は使用せず、照明があたる部分のコケ類の除去のみ行うよう指示した。その際、トビムシが生息する一番奥の段のコケも除去した。作業は、町民3名が、昨年11月22日、24日に行い、除去したコケ類はバケツに保存し、担当職員が検査の上、処分した。教育委員会として、トビムシの調査は行っていない。

実際にトビムシを確認した方がいる。観光、文化財保護の両面から、文化財保護委員など関係者と今後の対応を検討したい。

医師養成費貸付金契約書公開すべき 早期解決に向け、連帯保証人が弁済を！

宮崎 泰宗

問 契約書に基づき早期解決を！

先般、医師養成費貸付金の存在自体を認めないとの「債務不存在確認請求訴訟」が起された。医師や看護師の養成条例は、全国各地で制定されており、その正当性を裁判所が認めないとしたら、自治そのものが壊れてしまう。

一刻も早く訴訟の原因を取り去り、本町と国保病院の信頼を回復するため、契約書を町民に公開し、連帯保証人から滞っている貸付金の弁済を受けるべきである。契約書にある公正証書をつくらず、連帯保証人からの現金担保を返したのは町のミスであり、これがあれば訴訟にならなかつたと思う。

今回、実質的に訴えられたのは、行政と議会であり、訴訟費用を税金で支払うべきではない。現議員も辞めた議員も責任をとるべきである。

訴訟が長引けば、二人目の医師も見つかりにくくなり、町民が一番被害をこうむることになる。早期解決にむけ、今後の対応と方針を伺う。

答 野邑町長

今後は、裁判の推移を判断しながら弁護士とも相談し、反訴することも考えている。

連帯保証人からの預託金（現金担保）は、平成13年に返還した。連帯保証人は債務者と同じ負担を負う責任がある。ただ、本人に払う能力はあり、勝訴して納めてもらうという強い決意を持っている。

訴訟はいつまで続くのかわからないので、連帯保証人から返してもらうのも一つの方策。両面での解決を視野に入れ、今後も話し合いを続けていきたい。早期解決を図るといふ気持ちは、議員と同じである。

政治的行為なら懲戒対象、道教委へ報告を！

柳澤雅宏

問 教職員の服務の監督不十分

教職員の任命権は、道教委にあり、服務（職務に従事する基本的な態度）の監督・措置は、市町村教育委員会が行うことになっている。統一地方選挙の告示後に教職員組合から、各議員候補に町政に関する質問状が出されたが、組織内候補を決めるための政治的行為に当るのではないかと。

教育公務員特例法では、教職員の政治的行為を制限しており、違反すれば懲戒処分となる。平成20年8月には、「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の改正をめぐり、教職員組合から組合員の署名付きで撤回申請が提出され、ほぼ同じ内容の申請が校長会及び教頭会からも提出されている。

条例の制定・改廃請求を公私を問わず自分の持っている影響力を利用して行えば、法律違反と文部科学省が通知している。

教職員が町条例の改廃に関与していながら、懲戒処分された形跡がない。道教委に報告すべきではないか。

答 米屋教育長

市町村教育委員会は、教職員の職務上の義務違反、信用を失墜する行為、政治的行為の制限に違反する行為等を行った場合は、任命権者である道教委に内申を行い、必要な措置を求めるが、教職員組合が行った行為（質問状）は、これに違反するものでないと考える。

教育公務員に対しては、教育の政治的中立性の確保のため、公務員の身分を有する限り、どこにおいても政治的行為が制限されるなど、その扱いはより厳重なものとされ、さらに選挙運動等の政治的行為の禁止等についても法律で特別の定めがされており、各校に対して法令等を遵守し、学校教育への信頼を損なうことのないよう指導監督している。

平成20年の条例の撤回申請に関しては、道教委に報告していない。また、政治的行為に当たるかどうかも調べていない。

自治基本条例動かす

関連条例の整備急げ！

柳澤雅宏

問 住民投票の対象は？

長年の懸案だった自治基本条例が制定された。本条例を行政運営の最高規範と位置付け、地域主権の確立をめざすならば、自治基本条例を補完すべき関連条例の整備が急がれると思う。

関連条例として、総合計画策定条例や行政評価条例がなければ、絵に描いた餅に終わってしまう。

また、住民投票条例は、あらかじめ条例を用意しておいて問題が起きたときにすぐに対応できるようにしておく「常設型」か、問題が起きた段階でそのつど住民投票条例を制定する「非常設型」のどちらをめざすのか。投票の対象はなにか。条例の制定時期とあわせて伺う。

答 遠藤総務課長

現段階で自治基本条例の関連条例として、町政の重要な課題について住民の意思を確認し町政運営の方向性を確認する必要がある場合に実施する「住民投票条例」の制定が必要になる。

常設、非常設、どちらもよしあしがあり、併用型も考えられる。基本の議論が十分でないので何を投票の対象とするか、答えをもっていない。

議会と行政で互いに関連条例を協議したい。住民投票条例や総合計画策定条例、行政評価条例等の制定については、先進町村における状況を調査した上で、年内に素案を取りまとめたい。

議会を傍聴しましょう

議会は、町民の暮らしに直結する税や福祉などの身近な問題を議論する大切な「しゃべり場」です。議会では、議会だよりで必要な情報の提供に努めていますが、町政の動きを定例会や各種委員会を実際に傍聴し、自らの目と耳で知ることが大切です。

ホームページで議事録などを公開しています

町のホームページ (<http://www.town.nakatombetsu.hokkaido.jp>) で議会だより、定例会の議事録などを公開しています。町ホームページから [\(町の概要\)](#) → [\(中頓別町議会\)](#) へ進みご覧ください。

議会日程や傍聴の手続き、請願・陳情などのお問合せは、Tel6-2244（議会事務局）へ。

報告第5号 中頓別観光開発株式会社の経営状況

ピンネシリ温泉の平成22年度決算は、前年度に比べ入館者で約700人、宿泊者で約800人減少。当期純損失が141万円となりました。

●損益計算結果、貸借対照表

- ・収益合計 32,467,611円
- ・費用合計 34,804,294円
- ・営業損失 2,336,683円
- ・当期純損失 1,411,318円
- ・資産合計 16,494,013円
- ・負債合計 4,865,893円
- ・純資産合計 11,628,120円

■利用状況

- ・宿泊者数(大人・小人) 2,262人(前年比73.2%)
- ・入館者数14,329人(前年比95.2%)
- ・会食利用件数68件(前年比88.3%)、利用人数1,339人(前年比101.4%)

●主な質疑

・柳澤議員
平成23年度営業計画に無理はないか。支配人が不在であるが、今後どうするのか。

・野邑町長

かなり厳しく予算を計上しており、収支のバランスはとれると思う。支配人に2名の応募があったが適任ではなく、現在も求人中である。

報告第6号 有限会社中頓別振興公社の経営状況

寿レクリエーション施設、一般廃棄物処理施設、鍾乳洞ふれあい公園、天北厚生園厨房業務等を営む同社全体の平成22年度経営状況は次のとおりです。

●損益計算結果、貸借対照表

- ・収益合計 117,210,406円
- ・費用合計 114,278,710円
- ・営業利益 2,931,696円
- ・当期純利益 2,863,380円
- ・資産合計 19,812,662円
- ・負債合計 6,985,439円
- ・純資産合計 12,827,223円

●主な質疑

・柳澤議員
前代表取締役が退職金を支給したのは問題ないか。委託料ごとの決算でほとんど収支が一致している。どのように決めているのか。株はきちんと相続されているか。公社職員の採用は公正に実施されているか。

・遠藤総務課長

業務が多岐にわたるため、各担当課が公社と協議し、赤字を出さないよう委託料を組んでいる。株の相続は、法務局での変更後、役員会にかけている。職員採用は公募が原則。応募期間が短い場合は、公社で雇う場合もある。

・野邑町長

自己都合退職とはいえ、事情からいえば退職金を支給したのは好ましくない。筆頭株主として、今後、こうしたことがないようにしたい。

報告案件

地方自治法では、「会計年度独立の原則」(ある会計年度の歳出は当該会計年度の歳入で賄わなければならない)の例外として繰越明許費や事故繰越のしくみがあります。

また、町が出資する法人等には、毎年度、経営状況を議会に報告する義務があります。

報告第1号 平成22年度一般会計繰越明許費繰越計算書

繰越明許費(めいきよひ)は、経費の性質や予算成立後になんらかの理由で、年度内に支出を終わらない見込があるものについて、予算の定めを経て翌年度に限り繰り越し使用できるものです。

平成22年度から23年度に次の事業予算が繰り越されました。

(単位:千円)

事業名	繰越金額
ピンネシリ温泉施設整備改修事業	4,423
町道補修事業	10,000
公共施設改修事業	13,860
学校図書室等整備事業	2,074
子ども自然体験教育活動備品購入事業	450
自動車学校事業特別会計繰出金	7,339
中核作業道坂井線開設事業	21,000
中頓別中学校体育館地震補強事業	46,000
公共土木施設災害復旧事業	18,964
合計	124,110

報告第2号 平成22年度一般会計事故繰越繰越計算書

事故繰越は、避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用することをいいます。

東日本大震災により印刷機生産工場が被災したため印刷機購入事業(総務費)882千円が、平成22年度から23年度に繰り越されました。

報告第3号 平成22年度自動車学校事業特別会計繰越明許費繰越計算書

報告第4号 平成22年度自動車学校事業特別会計事故繰越繰越計算書

平成22年度予算のうち、教習車両購入事業7,339千円が、東日本大震災による自動車部品工場被災の影響で翌年度に繰り越されました。

条例のあらまし



「未来を担う」こどもの健全育成と教育の基金は、こどもたちの健やかな成長のために

○議案第37号 中頓別町税条例 (一部改正)

固定資産税の減免規定の改正で、「特に必要と求められる固定資産」を減免できる1号を追加。

住民税では、東日本大震災の被災者の負担を軽減するための所得割額算定における住宅等の損失控除の特例、住宅ローン控除の適用期限の特例などに伴う改正です。(附則の一部を除き、公布日から施行)

○議案第38号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 (制定)

平成22年度末で失効していた同条例を新たに制定。製造の事業又は情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用途に供する施設を新設又は増設した者に対し、要件に該当する固定資産税を3年間免除することができます。平成28年度末までの時限立法です。(公布日から施行)

○議案第39号 中頓別町国民健康保険条例 (一部改正)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げるための条例改正です。(公布日から施行)
※以上3条例は、6月6日原案可決。

○議案第40号 未来を担うこどもの健全育成と教育の基金条例 (制定・委員会付託)

次代を担うこどもたちの健やかな成長と教育の向上に資することを目的とした基金を設置するための条例です。基金の使い道は、今後、教育委員会が立案します。

■主な質疑

●柳澤委員

具体的な使い道はなにか。使い道を先に示してほしい。

○米屋教育長

現行は教育委員会に財政権がないため、地方分権時代にあつて独自の施策ができなかった。使い道は、将来を見据えた上で、これから関係団体と協議・検討したい。

○野邑町長

平成21年度からの「ふるさと応援寄付」で、こどもたちの将来の教育のため役立ててほしいとして132万円が寄せられた。この寄付を教育委員会で使ってもらいたい。より効果をあげるために10倍のお金を上積みし、基金条例の提案に至った。こどもたちの健全育成と教育の向上のために、関係団体と協議し、予算化してもらおう。趣旨であることをご理解願いたい。

●東海林委員

制度も理念もいいが、具体的になにをするのか。こどもの健全育成組織の要望・意見を聴くのはもちろんだが、教育委員会の担当者として何をしたいのか。委員会として地道な計画が必要ではないか。

○米屋教育長

学校教育をどうするか検討段階にある。基金の使い道も投げかけ、全体的に検討したい。

●東海林委員

教育行政の枠を超えて、民間の健全育成団体の支援にも使えるのか。

○米屋教育長

学校教育に限らず、幼児から高校生くらいまでを対象にした健全

育成事業に使いたい。

○柴田教育次長

独自性のある政策指針として、①幼児期における保育、②教育環境の向上、③こどもの安全、健全育成の向上を柱に組織を立ち上げ使い道を検討したい。

③では、かなり広範囲の考え方に立っている。限られた財源であるので、できる、できないは別として、いろいろな意見をもらいながら検討したい。

■自由討議

●東海林委員

行政のこどもに対する思いやりは感じるし高く評価するが、運用が大事。子どもの健全育成にどうつながるのか、検証も大事である。教育行政の新たな方向性、一歩踏み込んだ健全育成に役立てるべきである。

●柳澤委員

基金を既存政策の財源に充当するようなやり方は避けてもらいたい。

いままでにない独自性のある政策に極力使うべきである。(いきいきふるさと常任委員会付託・6月7日原案可決)

○議案第41号 平成23年度一般会計補正予算 (委員会付託)

歳入歳出に2億8千805万円を追加。総額は31億2千440万円。

議決された補正予算

歳出では、総務費で債務不存在確認事件委託料として49万円（一般管理費）、行政評価システム導入委託料231万円（企画費）、観光看板整備工事200万円（社会資本整備総合交付金事業）、生活交通路線バス購入事業補助金として1千200万円を計上。

民生費では、後期高齢者お見舞い助成金720万円、天北厚生園増改修事業補助金5千996万円。衛生費では、インフルエンザ・肺炎球菌予防接種委託料に124万円を追加計上。

土木費では、あかね団地解体工事480万円（2棟8戸）、町道6丁目線、中頓別弥生線道路改良工事請負費として8千640万円を計上。

消防費では、南宗谷消防組合負担金として273万円を計上。内訳は、職員用防火服4着、道北ドクターヘリ給油基地燃料保管施設整備の負担金、小頓別消防サイレン交換工事代です。

諸支出金として、未来を担うこどもの健全育成と教育の基金費として1千320万円を新規計上しています。

■主な質疑

●柳澤委員

後期高齢者お見舞い助成金、予防接種助成は、政策的な制度であり、行政内部の手続きを定める「要綱」ではなく、条例で実施を定めて実施すべきである。

見舞金の支払いは、6ヶ月の有効期間があるとはいえず、お年寄りが医療費の領収書を担当課に提出するのは大変である。他の方法はないか。

○石川保健福祉課長

予防接種助成は、ワクチンの菌や接種期間が変わるものは「要綱」で実施してきた。この制度を何年続けるか不確定なため「要綱」ですることにした。

見舞金手続きは、医療機関を受診した確認が必要なため、致し方ない。

●本多委員

後期高齢者お見舞い助成金制度を「要綱」で実施すると、町の例規集に載らない可能性があり、住民に周知されない。保健福祉制度の一覧表を作成・配布できないか。

○石川保健福祉課長

現在、検討している。

●東海林委員

道北ドクターヘリ給油基地の候補地が枝幸と中頓別と聞いているが、本町のほうが着陸地点と消防支所が近くて適地ではないか。

○野邑町長

基幹病院である日赤の救急救命センター長、ヘリの運行会社が両町を視察後決めることになる。基地の近くに24時間消防職員が配置されるのが望ましいとの条件がある。人口、利用頻度等が考慮され決まると思う。

●東海林委員

音威子府、下頓別に観光看板があるが、改修して車から見やすくした方がいいのではないか。

○小林まちづくり推進課長
指摘の既存看板は、音威子府、小頓別、下頓別、浜頓別の出口側にある。原資である社会資本整備総合交付金の配分に考慮しながら、優先順位をつけて改修を継続したい。

●柳澤委員

生活交通路線バス購入事業で、天北線代替輸送確保基金から毎年2千万円を取り崩している。これだけかかるなら、町がマイクロバスと運転手をそろえ運行したほうがよい。基金はいつまでもつか。底をつく前に住民の足を守る方策が必要ではないか。

○小林まちづくり推進課長

当初50年もちと予想された基金の残額は、平成22年度末で3億2千200万円。路線の見直しとともに、将来のあり方を旧天北線町村間で協議し、本町の考えを主張したい。

●柳澤委員

赤字国債を発行するための「公債発行特例法案」が国会で成立しなかった場合、本町への影響と対策を伺う。

○野邑町長

成立しない場合、地方交付税に影響し、全国の自治体が大変困る。地方六団体が政府・民主党、野党に要望するし、道町村会も同様である。

■自由討議

●柳澤委員

予防接種等の助成金制度が行政内部の事務手続きを定めるにすぎない「要綱」で実施されるのは問題。町民に身近で継続性のある政策は、議会議決が必要な条例で実施すべきである。

●東海林委員

基金が枯渇しつつあり、路線バスは、本町独自で運行する方策を考えるべきである。乗り継ぎは、各町村が連携・協議すべきである。自由討議と同様の意見をつけて、6月7日、いきいきふるさと常任委員長が本会議で報告・原案可決。

○議案第42号 平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算

歳入歳出に261万円を追加し、総額は3億2千216万円に。内訳は、国保連合会に接続する国保システム改修業務委託料126万円。国保病院への繰出金135万円です。（6月7日原案可決）

○議案第43号 平成23年度国民健康保険病院事業会計補正予算

収益的収支では、医師求人広告費として32万円を計上。収入は外来収益で充当。また、資本的収支では、血圧計など、機械備品購入費581万円を計上。収入は一般会計出資金、国保特別会計からの出資金を充て、不足分は当年度分損益勘定留保資金で補てんされています。（6月7日原案可決）



研修会終了後、最新設備を備えた浜頓別町「宇曾丹浄水場」を視察（写真左）

議会の動き

23年5月

- 2日 全員協議会
- 9日 第2回臨時会
- 16日 議会運営協議会
議会広報編集特別委員会
- 17日～18日
宗谷町村議会議長会定期総会（稚内市）
- 19日 中頓別町農業協同組合第63回通常総会
- 22日 南宗谷消防組合中頓別消防団春季消防演習
- 27日 議会広報編集特別委員会
議会運営協議会
- 29日 中頓別町自衛隊協会通常総会
- 31日 中頓別観光開発株式会社定時株主総会

6月

- 1日 中頓別町戦没者慰霊祭
- 2日 宗谷管内町村議会議員研修会（浜頓別町）
- 5日 中頓別鍾乳洞まつり
- 6日～7日
第2回定例会、議会運営委員会
- 10日～11日
北海道町村議会議長会第62回定期総会（札幌市）
- 15日 いきいきふるさと常任委員会（名寄市・委員派遣）
- 17日 いきいきふるさと常任委員会
- 28日 議会広報編集特別委員会

管内議会議員研修会に参加して

宗谷管内町村議会議員研修会が、6月2日、浜頓別町福祉センターで開かれ、全議員が参加しました。研修会では、管内9町村から集まった90名あまりの議員を前に、北海道町村議会議長会の勢旗了三事務局長が、「議会の諸相と議会改革」と題した講演を行いました。

講演では、最近の自治の動きとして、鹿児島県阿久根市の首長と議会の対立が表面化した例を取り上げ、首長が自分の政策実現のために議会を挑発、批判して世論を誘導するのは、二代表制を壊す禁じ手との話が印象に残りました。

また、地方自治法に規定されていた総合計画（基本構想）の策定義務が撤廃されたことにふれ、法律上の義務はなくてもまちづくりの指針計画のため、条例をつくり基本計画まで議決対象とすべきとのアドバイスがありました。総合計画の提案権は、首長と議会の双方にあり、栗山町では議会が首長提案を原案が残らないくらい修正しているそうです。

すでに、福島町や白老町で導入済みですが、定例会・臨時会の区分を設けず、通年会期とする取り組みにも感心しました。議員は忙しくなるかもしれませんが、いつでも議会が開けるので、緊急時にも対応できると思います。

議会基本条例は、すでに全国168団体で制定済みですが、住民との対話を設けないニセ物条例が増えているとか。創って終わりではなく、創る目的を明確にすることが大切です。

最後に全道144町村の議員定数の平均は11名。30町村（2割強）が本町と同じ一桁定数の議会とのこと。

少ない議員でいかに民意をくみ上げるか、議員の責任は益々重くなっていると感じました。

（報告者：宮崎議員）

編集後記

議員に当選して、はじめて一般質問を行いました。

先輩議員の質問は、さすがに鋭く射ていると思いました。

私は気づきませんでした。が、教職員が条例の制定や改廃に関わるのは法に触れるとのこと。

もし、町職員が自らの給料を上げる条例を成立させようと署名活動をしたら行政の中立性に支障がでることとは想像できます。教職員も同じ公務員ですから、全体の奉仕者として政治的に中立公正の立場にあり、例え自分たちの利害を左右する内容であっても、条例の改廃に直接タッチしてはいけません。

中頓別鍾乳洞は、希少生物の宝庫。絶滅危惧種を絶滅に追いやる観光利用では、生物多様性をうたった環境基本条例が有名無実化します。

文化財保護を社会教育担当に任せきりにせず、専門的知識を持つ「学芸員」を配置して行うべきです。

医師養成費貸付金は、未返済分を連帯保証人が弁済すれば、町費を使って反訴する必要はなくなります。

これらの問題について、今後の行政の対応を注視したいと思います。わずか二日間の会期ながら、とても長く感じた議会でした。

議会広報編集特別委員会(宮)